

問
13

労働組合が36協定を押し進める目的は？

本来労働基準法では、1週40時間・1日8時間の法定労働時間と毎週少なくとも1回の休日が原則であり、36協定はこれに対する例外として位置づけられています。ところが現実には、自治体職場をはじめ多くの地域公共サービス職場では、恒常的に長すぎる超過労働が行われています。それだけでなく、仕事への無定量の責任が課せられ、働きすぎが慣習としてしみついているとも言える状況があります。このような職場で「36協定を結ばない。1週40時間・1日8時間の原則を守ろう」と言っても、それだけではなかなか運動は進みません。

超過労働を減らすためには、時間外労働のあり方を明確にし、いわば職場の常識・文化を変えなければなりません。そのための1つの有力な手段として、運動として、自治労は36協定の締結を推進しています。